

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日～10日は

人権週間

12月10日(土)は「世界人権デー」、4日(日)から10日(土)までが人権週間です。この機会に改めて人権問題について考えてみましょう。

今回は、公益財団法人世界人権問題研究センター所長の坂元茂樹さんから、人権について寄稿していただきました。

坂元 茂樹さん 寄稿



さかもと・しげき
1950年5月30日生まれ(66歳)。
同志社大学法学部教授、法学博士(神戸大学)、神戸大学名誉教授。
琉球大学助教授、関西大学教授、神戸大学大学院法学研究科教授を経て2013年10月1日より現職。
一般財団法人国際法学会代表理事、国際人権法学会理事長、(公財)世界人権問題研究センター所長を歴任。2008年～2013年まで国連人権理事会諮問委員会委員を務め、その間、2010年12月に国連総会で採択された「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃のための原則とガイドライン」の報告者を務めた。

ヘイトスピーチについて考える

ヘイトスピーチとは何か

とは何か

平成25(2013)年に入り、大阪の鶴橋や東京の新大久保など、在日韓国・朝鮮人が多く住む居住地や商店街への排外主義的デモが毎週のように行われるようになりました。デモ隊はこれらの人々に対する差別的・侮蔑的言動を繰り返しました。

法務省は、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねないとして、「ヘイトスピーチ、許さない」というポスターを作製しました。一部には、相手国が日本や日本人の悪口をいうのだから、われわれ日本人がその国やその国民の悪口をいっても許されると主張する人がいますが、人権は相互主義で守ったり守らなかったりするものではありません。どのような国籍の人であっても、そ

の人々の尊厳を守るといのが人権の考え方です。

ヘイトスピーチとは、人種、民族、性などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為をいいます。ヘイトスピーチが、少数者に属する人々の自尊心、つまり個人の尊厳を傷つけることはいつまでもありません。

日本が締結国となっている人種差別撤廃条約や自由権規約では、こうした差別扇動を禁止しています。人種差別撤廃条約はその第4条で、こうした差別扇動を犯罪化するよう締結国に義務づけています。しかし、日本は、平成7(1995)年に人種差別撤廃条約に加入するにあたって、日本国憲法第21条が、「一切の表現の自由は、これを保障する」と規定していること

もあり、特定の表現を犯罪化する義務を負えないとの留保を行っています。留保とは、第4条

個人の尊厳の重要性

は日本では適用できませんとの宣言です。

重要性

いつまでもなく、人は、個人として尊重されなければなりません。昭和23(1948)年の国連総会で採択された世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である」と規定しています。また、「国民の権利及び義務」と題する日本国憲法第3章は、その第13条で、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しています。最高裁判所は、憲法第3章による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解釈されるものを除き、日本に在留する外国人に対しても等しく及ぶと判決しています。

人は、外国人であるという理由で、すなわちどの民族やどの人種に属しているのかによって差別されてはなりません。なぜ

なら、人は、どの国の国民で生まれるのか、どのような人種で生まれるのかを選んで生まれてくるわけではないからです。人は、自らが責任を有しない事実によって差別されてはいけません。

一部の排外主義団体が京都朝鮮初級学校を襲い、「スパイの子ども」などと拡声器で誹謗中傷した事件で、京都地裁は、平成25(2013)年の判決で、「本件活動は、全体として、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人が日本社会で日本人や他の外国人と平等な立場で生活することを妨害しようとする差別的発言を繰り返してされた人種差別に該当する行為である」と認定しました。大阪高裁および最高裁もこの判決を支持しました。

本年、いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」が成立しました。この法律は、第2条で、「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』とは、『これらの者又は子孫……』に対する差別意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外

※正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

にある国又は地域の出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と定義しています。

そして第3条で、国民の責務として、「国民は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」との基本理念を定めています。罰則規定はありません。なお、国会の附帯決議において、本邦外出身者以外に対するものであれば、いかなる差別的言動であっても許されることの理解は誤りであるとされています。

多文化共生社会の実現をめざして

実現をめざして

われわれが目指す社会は、お互いの価値観や生き方の相違を尊重し、理解するという多様性が尊重される多文化共生社会です。偏見や憎悪ではなく、理解と共感がある社会です。外国人・外国籍住民であるという属性で差別される社会であってはなりません。ヘイトスピーチのような差別的表現を許さず、人権尊重を基調とした社会をつくる必要があります。

平成32(2020)年に東京でオリンピックを開催する予定になっている日本が、人種差別を容認する国とのレッテルを貼られたままで、世界中の人種の人たちが参加するオリンピックを開くことは困難であることは明らかです。民族や国籍などの違いを越え、お互いの人権を共に尊重し合う社会を築き上げていく必要があります。

人権擁護委員は、身近な相談相手

1人で悩まず、相談してみませんか？

例えば、こんな時にご相談ください

- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
- ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな？と思うことが…
- ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…
- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている。私も年なので…

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

市では、現在8人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談は、13面に掲載)



◆問い合わせ 人権啓発課 (☎981-3127)